

国土交通省における台風災害等への対応について

- 台風第15号による猛烈な風や、台風第19号の広範囲にわたる記録的な大雨等の被害が発生。
- 自然災害の新たな脅威にしっかり対応するため、**ハード・ソフト一体となった新たな防災対策への転換が必要。**

令和元年台風第15号の被災状況

- 令和元年台風第15号では、特に関東地方において猛烈な風が吹き、**観測史上1位の最大風速や最大瞬間風速を観測。**
- この暴風により、7都県で最大約934,900戸の停電が発生。また、8都県において全半壊等、約58,000戸の住家が被害を受けた。特に千葉県の被害が甚大。



ブルーシートの設置状況（千葉県山武郡芝山町）

- 横浜港において、護岸（パラペット）約600mが倒壊し、国道357号の東側3.92km²のエリアが浸水。（483事業所が被災）



パラペット倒壊



はま道路の被災の様子

令和元年台風第19号の被災状況

- 令和元年台風第19号により広い範囲で記録的な大雨となり、**関東・東北地方を中心に計140箇所で堤防が決壊**するなど、**河川が氾濫し、国管理河川だけでも約25,000haの浸水が発生。**
- これにより、死者83名、行方不明者4名、住家の全半壊等27,571棟、住家浸水56,876棟のきわめて甚大な被害が広範囲で発生。（参考：平成30年7月豪雨では住家の全半壊等22,001棟、住家浸水28,469棟）

※ 11月13日時点



信濃川水系千曲川浸水状況（長野県長野市）



阿武隈川浸水状況（福島県須賀川市他）



千曲川橋梁崩落状況（長野県長野市）



土砂・洪水氾濫発生状況（宮城県丸森町）

令和元年台風19号等による被災への対応

- **TEC-FORCEを派遣し、地域の担い手である建設業者等と連携して、被災状況調査や応急対応等を実施し、被災自治体を支援。**

※ TEC-FORCE(緊急災害派遣隊)：のべ22,930人・日を派遣（11月14日時点）うち10月23日の派遣数748人（1日あたり）は過去最高



堆積物撤去（長野県長野市）



仮堤防の補強（茨城県内）

被災者の生活と生業(なりわい)の再建に向けた対策パッケージ

1. 基本方針

- ▶ 台風第15号及び第19号をはじめとした一連の豪雨・暴風を受けて、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、被災者の生活・生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、予備費等の措置を講じていく。今後も、被災者の安心感を確保し、被災自治体が安心して復旧・復興に取り組めるよう、切れ目なく、財政措置等を講じていく。
- ▶ 被災自治体等とともに、被災者の目線に立ち、一日も早い被災地の応急復旧、生活の再建、生業の再建等に全力を尽くしていく。

2. 緊急対応策 (主なもの)

(1) 生活の再建

◆ 廃棄物・土砂の撤去

～生活圏からの年内撤去を目指して～

- ・宅地内やまちなかの廃棄物、土砂の市区町村による一括撤去支援
- ・災害廃棄物の広域処理に関する調整・支援
- ・台風19号等の半壊家屋の解体支援等による早期再建支援

◆ 被災者のニーズに応じた住宅再建等

- ・応急的な住まいの確保と空室提供等の情報を一元的把握・情報提供
- ・住宅の応急修理の支援対象の拡充
- ・被災者生活再建支援金の支給(最大300万円)

◆ 停電・断水の解消等

◆ 地域住民の交通手段の確保

- ・地域鉄道の代行バスや被災鉄道の復旧への支援(補助率1/2等)

◆ 切れ目のない被災者支援

- ・被災した子供の心のケア、通学支援、授業料減免等
- ・高齢者等の孤立防止等のための見守り、日常生活上の相談支援等
- ・専用の無料消費者相談ダイヤルの設置など架空請求等対策の実施
- ・保険料減免等の特別措置に対する財政支援
- ・ボランティア・NPO・行政の連携強化、被災地の人的支援推進

◆ 被災者向けの特別の金融支援等

- ・生活福祉資金貸付等の貸付対象を被災世帯に拡大等

三陸鉄道 道床の流失



(2) 生業の再建

◆ 中小・小規模事業者の支援等～寄り添い型支援～

- ・特に被害が甚大だった地域についてグループ補助金(3/4 ※1)、自己負担分への無利子融資による支援
- ・上記に加え、災害救助法が適用された都県についても自治体連携型補助金(最大3/4)による手厚い支援を行う(※2) 土砂被害を受けた設備の例 製造業(宮城県)
- ・個者に対する小規模事業者持続化補助金(2/3 ※1)による再建支援
- ・被害実態に応じた商店街補助金による支援
- ※1東日本大震災からの復興途上にある被災地については一定要件の下、一部定額補助
- ※2グループ補助金の対象となる県以外の被害も甚大かつ広範であることを踏まえ、一定要件の下、一部の県については、国の補助率を引上げ(国:県 1:1→2:1)



◆ 農林漁業者の支援～一日も早い営農再開～

- ・広範囲に及ぶ樹園地の浸水被害に対応するため、省力樹形への植替え(53万円/10a等)や幼木の管理(22万円/10a)、早期成園化の取組(20万円/10a)、代替農地の確保支援(52万円/10a)等の総合対策
- ・コメの浸水被害支援や稲わら撤去支援など稲作農家への支援
- ・農業用機械等の早期復旧支援
- ・農林水産省・サポート・アドバイsteam(MAFF-SAT)による技術的支援

浸水被害を受けたりんごの例 (長野県)



◆ 観光需要喚起に向けた対策

- ・災害に起因するキャンセルが発生している被災地域における旅行・宿泊料金の割引等の支援(1人1泊当たり5,000円)
- ・SNSやメディア等を通じた正確な被災地情報等の発信

◆ 被災地域の特別の雇用対策

- ・雇用調整助成金の要件緩和、助成率の引上げ(中小企業 2/3→4/5、大企業 1/2→2/3)等
- ・災害によって事業所が休業した場合等にも雇用保険の基本手当(失業手当)を支給

(3) 災害応急復旧

◆ 河川・道路等の復旧、二次被害の防止

- ・二次被害が懸念される土砂災害発生箇所の対策を早急を実施
- ・高度な技術等を要する自治体管理河川、道路等の復旧工事を、国が権限代行により実施
- ・被災した河川等の改良復旧等



長野県東御(とうみ)市海野宿(うんのじゅく)橋

◆ 災害復旧事業の迅速化

- ・災害査定及び災害復旧事業の迅速実施
- ・緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等による指導・助言

(4) 災害救助等

◆ 仮設住宅等の応急救助等

- ・食料、飲料水の供給、防寒対策に資する物資供給
- ・応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理
- ・災害弔慰金の支給

入浴支援



◆ 自衛隊等の活動

赤羽国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(R1.10.20)

意見交換会の概要

- 日 時：令和元年10月20日 17:15～18:10
- 出席団体：日本建設業連合会東北支部、福島県建設業協会、
建設産業専門団体連合会東北地区連合会、福島県港湾空港建設協会
- 開催場所：福島県いわき市



← 意見交換会の様子

建設業4団体の取組等

○日本建設業連合会東北支部

- ◆ 台風19号への対応として、災害対策本部を設置、防災包括協定に基づき東北地整にリエゾンを派遣。引き続き被災地の復旧復興に尽力。
- ◆ 新・担い手3法の成立も踏まえ、新3Kに向け、週休2日実現を目指し、地域の実情に即した活動を積極的に推進。

○福島県建設業協会

- ◆ 東日本大震災の津波、台風19号の氾濫被害において、消防、警察、自衛隊とともに捜索、がれき処理に従事。
- ◆ 継続的に危機管理産業として運営していくためには、人材確保が必要。会社の運営、技術力の向上に向け努力。

○建設産業専門団体連合会東北地区連合会

- ◆ 東日本大震災直後に、全国から職人が集まり、復旧に尽力。
- ◆ 台風19号では被害が甚大であり、予想以上の仕事量が出ている。職人確保が急務。宿泊費や交通費等の補助をお願いしたい。

○福島県港湾空港建設協会

- ◆ 建設業界の担い手確保や、魅力ある建設業界の実現に向けた取組を国と連携し積極的に行う。

赤羽国土交通大臣からの発言要旨

○災害対応について

- ◆ 台風19号や東日本大震災からの復旧・復興支援に対し、多大なる貢献をいただき、感謝。
- ◆ 防災対策に向けて、必要な予算の確保に努める。

○新・担い手3法について

- ◆ 給与・休日・希望の新3Kの実現に向け、しっかりと取り組んで行く。
- ◆ 災害時には随意契約等の適切な契約方法を選択していただきたい。



挨拶をする
赤羽国土交通大臣 3

台風19号に係る建設業界等への対応について

建設業者による災害対応への協力依頼

10月10日	日本建設業連合会、全国建設業協会及び全国中小建設業協会に対し、 <u>国・地方公共団体等からの要請に応じて迅速かつ適切な対応がとれる体制を整えるよう要請</u>
10月13日	建設業関係団体に対し、建設機械、資機材の調達や労働力の確保など、建設業界等の全面的な協力が不可欠であることから、 <u>可能な限り被災地域の応急対策に取り組むよう文書で要請</u>

復旧工事を担う建設業者等に対する主な支援

10月15日	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対し、<u>災害復旧工事等における随意契約等の、入札・契約の取扱いについて総務省と連名で周知</u> 被災地域では、調達環境の変化等により通常の積算基準の適用が適切ではない場合も考えられるため、<u>地方公共団体に対し、積極的に見積を活用して積算するなど適切な予定価格の設定に努めるよう、総務省と連名で要請</u> 地方公共団体に対し、以下の点について要請 <ul style="list-style-type: none"> 公共工事標準請負契約約款に基づき、災害応急対策を優先して行う場合等には<u>施工中工事の一時中止を適切に指示すること</u> 応急復旧工事等に係る<u>前金払の適切な実施を行うこと</u>
10月25日	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体に対し、調査・設計・測量等の業務における<u>随意契約等の活用や予定価格の適切な設定、遠隔地からの資機材・技術者の確保のための設計変更による請負代金額の変更等の措置について総務省と連名で改めて通知</u> 災害対応を含む工事等の円滑な発注及び実施体制の確保を図る観点から、工事等の一時中止措置や随意契約の活用及びその際の繰越の適切な実施など、これまで各地方自治体に対し要請してきた措置をとりまとめ、各地方自治体あてに送付
10月28日	<ul style="list-style-type: none"> 各府省庁等に対し、被災地における災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施を図る観点から、<u>これまで各地方整備局や各自治体宛てに発出した通知・事務連絡を送付</u>

令和元年台風第19号に係る災害復旧工事の取扱いについて(概要)

<入札契約>

○ 入札契約の情報について

- ・ 発災直後から一定の間に対応が必要となる応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業については、随意契約を活用すること
- ・ 上記以外の当面の復旧工事は、指名競争入札又は可能な限り手続きに要する期間を短縮した一般競争入札を活用すること

○ 入札及び契約で配慮すべき事項

- ・ 手続の簡素化・迅速化を行うこと
- ・ 透明性・公正性の確保すること
- ・ ダンピング対策を徹底すること
- ・ WTO対象工事でも期間短縮等がはかれること

○ その他

- ・ 災害復旧工事の他の発注者との連絡を密に行うこと

<設計・積算>

○ 適切な予定価格の設定

- ・ 見積りを活用するなど、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めること

○ 適切な代金の支払い

- ・ 工事費の精算に当たり、直接工事費の材料単価の変動については、単品スライド条項を適切に実施すること
- ・ 遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めること

<施工段階>

○ 工事の一時中止

- ・ 今般の豪雨災害により施工できなくなった工事について、的確に工事の一時中止を指示すること
- ・ 施工中の工事が被災していない場合においても、優先度の高い緊急復旧等の調査、計画検討、工事等への対応が必要であるときは、被災地における災害応急対策を優先して行うことができるよう、当該施工中の工事について、施工会社の意向も踏まえ、工事の一時中止を指示すること
- ・ なお、繰越等の措置を適切に講ずること

○ 前金払の適切な実施

- ・ 受注者である建設企業の意向も踏まえ、出来る限り速やかに前金払を行うこと
- ・ 暫定契約書などを活用し、積極的に前金払を行うこと

○ 技術者に関する特例について

- ・ 所属建設業者と監理技術者等が3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととすること
- ・ なお、災害発生に関わらず、現場施工着手前や工事を全面的に一時中止している期間、工事完成後については、監理技術者等の専任を要しないことに留意すること

<許可等の期限の延長>

○ 特定非常災害の特例について

- ・ 災害救助法が適用される区域に主たる営業所を持つ建設業者については、建設業の許可、監理技術者資格者証、経営事項審査の期限が一律令和2年3月31日まで延長されること

令和元年台風第19号に係る災害復旧工事に関する調査・設計・測量等の業務の取扱い(概要)

<入札契約>

○ 入札及び契約の情報について

- ・発災直後から一定の間に対応が必要となる応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業については、随意契約を活用すること
- ・上記以外の当面の復旧工事に関する調査・設計・測量等の業務は、指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じた適切な入札契約方法を選択すること

○ 入札及び契約で配慮すべき事項

- ・事務の改善及び効率化に努めること
- ・透明性・公正性の確保すること
- ・ダンピング対策を徹底すること

○ その他

- ・災害復旧工事に関する調査・設計・測量等の業務の他の発注者との連絡を密に行うこと

<実施段階>

○ 業務の一時中止

- ・今般の豪雨災害により実施できなくなった調査・設計・測量等の業務について、的確に実施の一時中止を指示すること
- ・実施中の調査・設計・測量等の業務が被災していない場合においても、優先度の高い緊急復旧等の調査・設計・測量等の業務への対応が必要であるときは、被災地における災害応急対策を優先して行うことができるよう、当該実施中の業務について、実施会社の意向も踏まえ、業務の一時中止を指示すること
- ・なお、繰越等の措置を適切に講ずること

○ 前金払の適切な実施

- ・調査・設計・測量等の業務の受注企業の意向も踏まえ、出来る限り速やかに前金払を行うこと
- ・暫定契約書などを活用し、積極的に前金払を行うこと

<設計・積算>

○ 適切な予定価格の設定

- ・見積りを活用するなど、調査・設計・測量等の業務の実施地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めること

○ 適切な代金の支払い

- ・遠隔地からの資機材調達や地域外からの技術者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めること。

<登録の有効期間の延長>

○ 特定非常災害の特例について

- ・災害救助法が適用される区域に主たる営業所を持つ測量業者、地質調査業者、建設コンサルタント、補償コンサルタントについては、それぞれ登録の有効期間が一律令和2年3月31日まで延長されること

(参考)入札及び契約、予定価格の適切な設定等について

令和元年台風第19号による災害復旧事業における入札及び契約の取扱いについて (国土入企第23号) ※総務省と共同通知

○ 入札及び契約の方法

- (1) 発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、がれき撤去、堤防等河川管理施設等の応急復旧事業や、孤立集落の解消のための橋梁復旧など緊急度が極めて高い本復旧事業については、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）によることが可能であり、適宜これを活用すること。
- (2) (1) 以外の当面の復旧事業については、早期の復旧・復興に向け、できる限り早く事業に着手する必要があることから、指名競争入札又は可能な限り手続きに要する期間を短縮した一般競争入札によることも可能であること。

○ 配慮が必要な事項

- (1) 手続の簡素化・迅速化
- (2) 透明性・公正性の確保
- (3) ダンピング対策の徹底
- (4) WTO対象工事の扱い（緊急性の高い復旧工事として同協定第13条に基づき随意契約（限定入札）を適用する場合を除く）
 - ・ 総合評価落札方式による場合の手続期間の短縮や必要書類の縮減
 - ・ 入札監視委員会等の活用など入札契約手続の事後チェックにも留意
 - ・ 指名競争入札により行う場合には、あらかじめ指名基準を策定・公表するとともに、指名業者名は契約締結後の公表とする
 - ・ 最低制限価格制度、低入札価格調査制度などを適切に活用すること。なお、最低制限価格制度を用いることができない工事等については、低入札価格調査制度における数値的失格判断基準の活用も検討
 - ・ 一般競争入札における参加資格として地域要件を設定できない
 - ・ 最低制限価格制度を用いることができない
 - ・ 急を要する場合においては10日前までに短縮できる

○ 他の発注者との調整

- ・ 災害復旧工事等の発注については、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るため、他の発注者と情報交換等を行うこと。

令和元年台風第19号の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について (国土入企第24号) ※総務省と共同通知

○ 適切な予定価格の設定

- ・ 先般改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第2号の規定に基づき、積極的に見積りを活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めること。

○ 適切な代金の支払い

- ・ 工事費の精算に当たっても、直接工事費の材料単価の変動については、単品スライド条項を適切に実施するとともに、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めること。

令和元年台風第19号の被災地域での調査・設計・測量等の業務に係る入札及び契約の取扱いについて (国土入企第34号) ※総務省と共同通知

○ 調査・設計・測量業務への適用（再確認）

- ・ 緊急性に応じて随意契約等を活用すること。
- ・ 積極的に見積りを活用して積算するなど、地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めるとともに、遠隔地からの資機材調達や地域外からの技術者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めること。

(参考)工事の一時中止等について

○台風19号に係る応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について（要請）（国土建第286号）

○工事中止命令について

（1）施工できなくなった工事に係る一時中止命令

- ・天災等により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、受注者に工事の一時中止を命じなければならないこととされているところ、今般の台風第19号により施工できなくなった工事についても、各発注者において、的確に工事の一時中止を指示すること。

（2）当面の災害応急対策を優先して行うための工事一時中止命令

- ・当面の災害応急対策のためには、建設機械、資機材の調達や技術者の確保など、建設企業の協力が不可欠であることから、施工中の工事が被災していない場合においても、優先度の高い緊急復旧等の調査、計画検討、工事等への対応が必要であり、かつ、その工事等に速やかに着手できる企業が見受けられず、当該施工中の工事の施工会社がこれらを行う必要があると認められる場合には、被災地における災害応急対策を優先して行うことができるよう、当該施工中の工事について、施工会社の意向も踏まえ、工事の一時中止を指示すること。

上記（1）及び（2）の措置を実施することに伴い必要となる予算の繰越手続についても、遺漏のないようにすること

○応急復旧工事等に係る前金払（中間前金払）の推進について

（1）前金払（中間前金払）の適切な実施

- ・関係地域の各発注者におかれては、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、出来る限り速やかに前金払を行うなど、前金払の迅速かつ円滑な実施に配慮すること。また、請負契約書の取交しが後日となる場合であっても、例えば概算の見積金額の一部を前金払することが可能であり、保証事業会社はそのために必要な保証を引き受けることが可能あり、その活用について積極的に検討すること。

なお、概算の見積金額の一部を前金払する場合には、概算の見積金額のほか、前金払の額、工事名（案件名等）、請負契約日（協議成立日等）、工期（暫定期間等）を確認できる書類が必要であることに留意。

（2）前払金保証の事務処理の迅速化・弾力化

- ・受注者が発注者に提出する前払金保証証書について、郵便事情の悪化等も踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しをファックス等で送付することとしているため協力頂きたい。

○調査・設計・測量業務への適用

- ・工事中止命令及び応急復旧工事等に係る前金払（中間前金払）について調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いとすること。